

一般社団法人 東京プレイセラピーセンター 会員規約

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京プレイセラピーセンター（以下 TCPT という）の定款第3章の規定に基づき、TCPT への入会に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会員の種類)

第2条 TCPT の会員は、次の5種とする。

- (1) 特別会員： TCPT の目的に賛同し、TCPT の目的を達成するために有益と認められる個人、法人又は団体で理事会によって入会が認められたもの
- (2) 正会員： TCPT の認定する資格を取得して保持する者で、TCPT の目的に賛同して入会し、TCPT の活動及び事業を推進する個人
- (3) 一般会員： TCPT の目的に賛同して入会し、TCPT の開催する研修会などに参加し、TCPT の認定資格取得や検定受験を目指そうとする個人
- (4) 学生会員： TCPT の目的に賛同して入会し、TCPT の実施する活動に参加する心理学や隣接領域の大学学部生
- (5) 賛助会員： TCPT の目的に賛同し、TCPT の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会手続き)

第3条 TCPT の目的に賛同し、入会しようとする者は、希望する会員の種類を記載した所定の入会申込書を提出しなければならない。

2 理事会は、入会しようとする者からの入会申込書の提出を受けて、入会の可否について審議をする。

3 理事会において入会が認められた者について、理事会は会員登録に必要な通知をする。

4 会員登録は、会費の入金をもって完了とする。

5 理事会は、前項の者の入会を認めないときには、理由を付して本人にその旨を通知しなければならない。

(会員情報の変更)

第4条 会員は、その名称、住所、連絡先等の届け出事項に変更が生じた場合には、速やかに変更の旨を申し出るものとする。

2 会員が変更の申し出を行わなかったことにより、不利益を被った場

合でも、TCPT はその責任を一切負わないものとする。

(会費)

第5条 会員はその種類に従い、以下に定められた会費を納入しなければならない。

- (1) 特別会員 年会費 8,000 円
- (2) 正会員 年会費 4,000 円
- (3) 一般会員 年会費 4,000 円
- (4) 学生会員 年会費 2,000 円
- (5) 賛助会員 年会費 10,000 円/1 口

2 年度の途中における入会・休会・退会は、その時期にかかわらず定められた年会費を納入するものとし、返金や減額は行わない。

3 年会費は毎年度開始後1ヶ月以内(4月末日)までに納入しなければならない。

4 納入期限までに年会費を納入しない会員に対しては、速やかに督促を行うものとする。

5 会員が既に納めた会費は、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

(退会と会員資格の喪失)

第6条 会員は、次に掲げる事由に該当する場合は、会員資格を喪失する。

- (1) 会員本人の退会の申し出。ただし、退会の申し出は所定の退会届により、退会年度末から一ヶ月以上前までに行う。また、年会費の未払い分があれば、それを納めたうえで退会する。
- (2) 死亡または解散。
- (3) 督促にもかかわらず、正当な理由なく2年間連続で会費を滞納。
- (4) 除名。

(倫理規定)

第7条 会員は、以下の倫理規定を遵守しなければならない。

- (1) 他者または TCPT の名誉、プライバシー、著作権、肖像権の侵害および、信用等を傷つける行為、または会員としての品格を損なう行為をしてはならない。
- (2) TCPT のサービスを通じて、他会員の連絡先等の個人情報を収集する行為、あるいは入手した情報について、インターネット上や

SNS等を含めて媒体・手段を問わず、複製・公開・配布・出版・販売等を行う行為をしてはならない。

(3) 法令もしくは公序良俗に反する行為を行なってはならない。

(除名)

第8条 TCPTは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、会員を除名することができる。

(1) TCPTの定款、会員規約、倫理規定、その他TCPTが定める規則に違反したとき。

(2) その他、当法人が会員として不適格と認める相当の事由が発生したとき。

2 会員の除名は、正当な事由があるときに限り、TCPTの定款第3章の規定に基づき行われるものとする。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

本規約は、西暦2022年11月20日から施行する。

一般社団法人 東京プレイセラピーセンター 会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人東京プレイセラピーセンター（以下TCPTという）の定款第8条の規定に基づき、TCPTの会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(年会費)

第2条 会員は次に定める会費を各年度ごとに納入しなければならない。

- (1) 特別会員 年会費 8,000円
- (2) 正会員 年会費 4,000円
- (3) 一般会員 年会費 4,000円
- (4) 学生会員 年会費 2,000円
- (5) 賛助会員 年会費 10,000円

(改廃)

第3条 本規程の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

本規定は、西暦2022年11月20日から施行する。